

第 19 次いわき市水道事業経営審議会 第 5 回審議会議事録

1 日 時 令和 7 年 1 月 23 日（木） 午後 1 時 30 分～午後 4 時 00 分

2 場 所 水道局 3 階 第 1 会議室

3 出席者

(1) 委員 (出席：13 名)

今井滋、上遠野恭子、金田晴美、河合伸、木村辰夫、木村千春、熊田哲也、
小林正喜、齊藤千代子、鈴木玉江、原田正光、星隆之、柳澤晋

(欠席：2 名)

石山伯夫、葛城博徳

※ 50 音順・敬称略

(2) 事務局 山田管理者、則政局長、猪狩次長、横田次長、阿部総務課長、
鈴木人材育成・防災力向上担当課長、吉津経営戦略課長、遠藤営業課長、
深澤配水課長、緑川工務課長、門馬浄水課長、齋藤南部工事事務所長

○経営戦略課

齋藤主幹、富岡主幹

[企画係] 柳内係長、渡邊専門技術員、木田主査、三戸主事、國分主事

4 会議形式 公開

5 傍聴者 0 名

6 会議次第

(1) 開会

(2) 会長あいさつ

(3) 議事

ア 水道料金のしくみについて

イ 水道料金体系のあり方について

(4) その他

(5) 閉会

7 審議事項

(1) 水道料金のしくみについて

<事務局説明>

○ **資料 7**「水道料金のしくみ」に基づき説明を行った。

<審議要旨>

○ 委員から、「水道料金の計算例において、条件に括弧書きで『2 人家族、蛇口 8 栓以内』との記載があるが、蛇口の数には料金に影響するのか。」との質問があり、事務局から、「本市においては、メーター口径 13mm の場合に設置可能な蛇口（給水栓）を 8 栓以内と定めている旨を記載したものである。」と回答した。

○ 委員から、「事務局の説明では、いわき市の水道料金が高い要因として、面積の広さからくる管路延長を例に挙げていたので、今後市民に説明する際は、14 ページの表

- に管路延長も示した方がわかりやすい。」、「水道料金が高い要因として、説明では『1人当たり管路延長』を用いていたが、この場合、いわき市より数値の高い二本松市と白河市の水道料金が安価であることの説明がつかない。主な要因と考えられる管路延長を示した方がいい。」との意見があり、事務局から、「水道料金に差が生じる要因は、管路延長のほか、取水場、浄水場、配水池等の施設数や、水源の違いなどもあることから、今後はそれらを示したい。」と回答した。
- 委員から、「13 ページで水道料金を他市と比較するにあたり、高額な順に1位から並べているが、市民目線では、悪い印象を受ける高額な事業体ほど低い順位に置かれると考えることから、この並びでは誤解を招くのではないか。」との意見があり、事務局から、「水道料金が安い方からの順位付けに修正する。」と回答した。
 - 委員から、「12 ページに記載があるように、17 年以上料金を据え置いてきたことや、そのために様々な努力をしてきたことは大変評価されるものであり、このような情報は、広報等によって市民にも提示していただきたい。」との意見があった。
 - 委員から、「16 ページの表の『特色』の欄が空欄となっている事業体は、どのような料金引上げを行ったものかを確認したい。」との質問があり、事務局から、「基本料金、水量料金共に一律で引き上げている事業体については、当該欄を空欄としている。」と回答した。
 - 前項の事務局からの回答に対し、委員から、「事務局回答の主旨がわかるよう資料中に記載した方がよい。」との意見があった。
 - 委員から、「16 ページの表の『収入減』と『費用増』に丸が付されているところの意味は何か。」との質問があり、事務局から、「各事業体が公表した水道料金引上げの主な理由を示したものである。」と回答した。
 - 前項の事務局からの回答に対し、委員から、「事務局回答の主旨がわかるよう資料中に記載した方がよい。」との意見があった。
 - 委員から、「横須賀市について、基本料金を引き上げているにもかかわらず、その改定率が0%であるのはなぜか。」との質問があり、事務局から、「横須賀市の場合、中口径以上については基本料金を引き上げたが、生活用水使用者が主に使用する小口径は、基本料金を引き下げ、その分を補うように水量料金を引き上げたことで、金額の増減が打ち消され実質的な改定率は0%となったとの発表があった。」と回答した。
 - 委員から、「最低限の水の使用でも水道料金が高額だと感じている。水道料金の引上げに反対というわけではないが、今後、一人暮らしの老人が増えるこの高齢化社会での基本料金の負担について、よく検討していただきたい。」との意見があり、事務局から、「一人世帯などの使用水量が少ない方は、基本料金の負担を大きく感じるとは思うが、当市の場合、基本料金の割合は他市よりも低く設定しているので、この負担割合をどうするか、これから議論していくことになる。」と回答した。
 - 委員から、「単一型の水量料金を採用している事業体はあるのか。」との質問があり、事務局から、「小さな町村などでの採用はあるが、全体の数パーセント程度である。」と回答した。

- 委員から、「単一型の採用が難しい理由は何か。」との質問があり、事務局から、「単一型を採用すると、1 m³使った時点から高単価が適用されることから、主に使用水量の少ない生活用水使用者への配慮として逓増度を設定している。」と回答した。
- 委員から、「他事業体の平均改定率が 10%前後で推移しているが、各年度の最大、最小はどのようなものか。」との質問があり、事務局から、「過去 10 年間における改定率は約 3 %から約 37%に及ぶ。」と回答した。
- 委員から、「水道事業の管理行政が厚生労働省から国土交通省に移管されたことで、水道ビジョン等に変化は生じたのか。」との質問があり、事務局から、「現時点では移管されたばかりであり、水道ビジョンに大きな改定等はないが、上下水道の一体的な取組みに積極的である。」と回答した。

(2) 水道料金体系のあり方について

<事務局説明>

- **資料 8**「水道料金体系のあり方」に基づき説明を行った。

<審議要旨>

- 委員から、「総括原価の算定にあたり、いわき水みらいビジョン 2031 に掲げた施策との関係をどう考えているか。」との質問があり、事務局から、「現時点では、いわき水みらいビジョン 2031 に位置付けた事業は計画通り実施するものとし、収支見通しは経営効率化による効果等を踏まえて時点修正することを考えている。」と回答した。
- 委員から、「以前の経営審議会での説明のあった、事業進捗の遅れについてはどのように整理するのか。」との質問があり、事務局から、「老朽管更新事業については、令和 5 年度の管路更新率が目標値を達成できなかったのは繰越によるものであり、基本的には次年度に工事が完了する。」と回答した。
- 委員から、「16 ページの説明では、基本料金と水量料金の割合を、固定的費用と変動費の割合に近づけることが理想とのことであったが、理想の体系となるとどのようなメリットがあるのか。」との質問があり、事務局から、「最大のメリットとして、理想の体系に近づくほど使用水量の減少と変動費の減少が連動し、費用と収入が一致するため、水道事業の経営が悪化しないことが挙げられる。」と回答した。
- 委員から、「2 ページの『固定的費用を安定的に回収できていない』という表現では、費用を回収できる年度もあるように読み取れるので、赤字が増え続けるため放置できないというような表現の方がわかりやすく、それを何とかしないといけないので、どのように負担するか考えなければならないといったイメージにもつながる。」との意見があり、事務局から、「使用水量が増減を繰り返すようであれば、最終的に費用と同等の水道料金収入を回収できるが、使用水量は減少傾向にあり、費用を上回る水量料金収入が見込めないという意味で、安定的ではないという表現を資料では用いている。」と回答した。
- 前項の事務局からの回答に対し、委員から、「専門的な表現としては『構造的に回収できない』という言い方となるが、それでは市民にはうまく伝わらないので『慢性

- 的に回収できていない』という表現の方が伝わるのではないか。」との意見があった。
- 委員から、「固定的費用がかかる旨は理解したが、それで基本料金の割合を上げて水量料金を下げることの理解ができない。使用者側からすれば、そんなに水を使わないのになぜ基本料金が上がるのかといった不満を抱く。それならば、より多く使う人に加算する方が市民は納得する。」との意見があり、事務局から、「使用者側からすると、使った分だけを支払うというのが基本的な心理感情であって、基本料金の割合が高くなると、使っていない分の支払いについて納得できるかという問題が出てくる。理想的な料金体系を目指してはいるが、急にその体系にすることはできない。このため、これまでの水道事業の背景等も踏まえながら、事業の経営を維持できるように、基本料金の割合を引き上げていくことが理想である。」と回答した。
- 前項の事務局からの回答に対し、委員から、「固定的費用がどういうものであるのか、水を不自由なく使えるようにするためには施設に対してどれほどの投資が必要か、という部分を、もっとわかってもらえるような説明をする必要がある。」、「市民に対して『蛇口をひねるだけで、おいしく飲める水がいつでも使えるサービスを買っている。使用していなくても、使おうと思えば使える状況にあることが、サービスを利用するということである。』』といった部分をもう少しうまく伝えられるとよい。」、「理想の比率を前提とした議論となりがちだが、現実的にはそこまで上げてしまうと水を大量に使う層、あまり使わない層どちらにとっても大きな負担増となるので、最適な比率を我々で考えましょうというのがこの審議会の趣旨であり、理想の比率に惑わされずに話を進めた方がよいのではないか。」との意見があった。
- 委員から、「水道事業は社会的インフラであり、水がなければ人間の生活が成り立たないということからも、水道事業に補助金や税金を投入することはできないのか。」との質問があり、委員から、「公営企業は、法により独立採算制と定められているため、料金収入をもって賄うことが原則となっている。」との回答があった。
- 委員から、「先日、自身の所属団体にて水道局職員を講師に招き、水道料金の引上げが必要になっている旨説明を受けた。私たち一人一人が必ず負担をしていかなければならないと認識したほか、参加者との意見交換でも『今後、安心して水道を使うためにも、水道料金の引上げは仕方がない。』との感想があった。」との意見があった。
- 前項の意見に対し、委員から、「『仕方がない』として受け止めたのは、主にどういった部分か。」との質問があり、委員から、「施設の老朽化は対処していただきたいという意見が一番大きいものであった。」との回答があった。
- 委員から、「事業である限り、利益を出しながら、適度な投資を行って継続していかなければ、市民は高額なミネラルウォーターを買い続けることになると考えた場合、やはり事業の継続を考えていかなければならない。」との意見があった。
- 委員から、「基本料金が引上げとなるからといって、水量料金が引下げとなるわけではなく、料金全体の引上げはあり得るという理解で正しいか。」との質問があり、事務局から、「水量料金の割合を減らしたとしても、水量料金の段階制の見直しによって、使用者によっては引上げも引下げもあり得る。」と回答した。

- 委員から、「会社の社員制度の改定の際にも、従業員に理解してもらうための説明に一番労力を割いており、説明と併せて将来の給与体系モデルを示すなどして理解を得ている。水道料金の改定は内容が非常に専門的であり、文章だけでは理解されにくい部分もあるので、今後の説明の中ではそういったイメージの湧くシミュレーションをすると、より理解が深まると思う。」との意見があった。
- 委員から、「28 ページの本市の状況で、水量料金の5段階の区分について『実態に沿った細かい料金設定』とあるが、その実態とは具体的にどのような状態を示すのか。また、現状を踏まえて今後どのように考えているか。」との質問があり、事務局から、「平成7年度改定以前の低料金単価は20 m³までの2段階であったが、生活用水使用者の平均使用水量が35 m³であったことから、21 m³から50 m³までの第3段階を追加し、低料金の単価区分を設定することで、生活用水使用者に配慮した料金体系を構築したものである。ただし、現在においては、メーター口径20mmの平均使用水量が21 m³まで減少するなど、第3段階にかかる部分が1 m³しかないことから、第3段階についての議論も必要かと考える。」と回答した。
- 委員から、「今後、使用水量は減少し続けると思われる。そういった事実を市民に説明する機会を設けて、理解していただくことが重要だと思う。」との意見があった。
- 委員から、「施設能力を今後見直す考えはあるのか。」との質問があり、事務局から、「長期的な話ではあるが、施設の更新の折に適正な規模に合わせてダウンサイジングすることで、施設能力はいずれ下がっていくものと考え。」と回答した。

[まとめ]

- 会長から、次のとおり意見の総括案が示され、審議会として確認がなされた。
 - ・ 課題1について、固定的な費用の回収のためには、基本料金の割合が高い体系であることが望ましい。なお、どのような割合とするかについては、今後審議していくものとする。
 - ・ 課題2について、使用水量が減少していない区分の水量料金単価を引き上げることは、収入の安定的な確保となる一方、生活用水使用者の負担増となることから、逡増度の緩和は慎重な検討が必要となる。
 - ・ 9ページの検討項目について、今後その全てを検討していくこととなるが、非常に重要な部分であるため、検討するにあたり、数字及び考え方の基準等について、わかりやすい資料が提示されることを望む。

(3) その他

- 次回の審議会について
 - ・ 審議内容 水道料金体系のあり方について
 - ・ 日 時 令和7年3月21日（金）午後1時30分から

8 閉 会